

## 千葉県産業教育審議会傍聴人規則

(傍聴の手続等)

- 第1条 千葉県産業教育審議会の会議(以下「会議」という。)を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を千葉県産業教育審議会傍聴申込書(別記第1号様式)に記入して申し込み、傍聴券(別記第2号様式)の交付を受けなければならない。
- 傍聴の申込みの受付時間は会議の開会時刻の30分前から20分前までとし、傍聴の申込みの受付場所は会議の開催場所の入り口の前とする。
  - 傍聴人の定員は5人とし、傍聴をしようとする者が定員を超える場合にあってはくじにより傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。
  - 前各項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であつて会長が認める者は、会議を傍聴できるものとする。
  - 傍聴券は、退場の際返還しなければならない。

(傍聴ができない者)

- 第2条 次の各号の一に該当する者は、傍聴ができない。
- 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者。
  - 旗、のぼり、プラカード、掲示板、張り紙、ピラ等を携帯している者
  - 笛、ラッパ、太鼓、拡声器等を携帯している者
  - はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用している者及びその他異状な服装をしていると認められる者
  - 酒気を帯びていると認められる者。
  - 児童又は乳幼児を連れている者
  - 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が求めた者

(行為の禁止)

- 第3条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
- みだりに傍聴席を離れること。
  - 私語、談話、拍手等を行うこと。
  - 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
  - 飲食又は喫煙を行うこと。
  - 会長の許可なく、写真機、録音機等の録画、録音を目的とする機器を持ち込み、使用すること。
  - 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(制止等)

- 第4条 傍聴人が前条の規定に違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

- 第5条 会長が傍聴の禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(補則)

- 第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会議で定める。

附則(抄)

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。



第2号様式(第1条第1項)

千葉県産業教育審議会傍聴券

\* 千葉県産業教育審議会傍聴人規則を遵守してください。

\* お帰りの際は、この傍聴券を返還してください。

千葉県産業教育審議会長